

特別定額給付金の郵送申請を開始します

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される「特別定額給付金」について、申請書の郵送及び受付を開始します。

- 1 **開始日** 発送 5月14日（木）から順次
受付 5月21日（木）から3か月間
(受付開始前に返送いただいても結構です。)
- 2 **申請できる方** 世帯主
- 3 **申請方法** 郵送される申請書に必要事項を記入いただき、添付書類と一緒に、同封の返信用封筒でご返送ください。(原則、窓口受付は行っていません。)
申請書の記入方法については同封の説明資料、または、市ホームページをご覧ください。
- 4 **申請に必要なもの**
 - (1) 申請書
 - (2) 申請者本人の確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳など）の写し
 - (3) 振込先金融機関口座の確認書類（通帳など）の写し
- 5 **給付について** 受付後、審査等の必要な事務処理を行った後に、指定された銀行口座に振り込まれます。受付から1週間半～2週間かかる見込みです。
振込が確定した段階で、支給決定通知にてお知らせします。
- 6 **その他** 特別定額給付金の申請・給付に便乗した特殊詐欺にご注意ください。市から「ATM操作をお願いすること」「手数料の振込を求めること」などは絶対にありません。

問い合わせ先 三木市市民生活部市民協働課 電話 0794-82-2000 (内線 2420)